

農業協同組合の会計に関するQ & A

平成19年2月28日

日本公認会計士協会

目次

はじめに	1
協同組合の組織と特徴	1
1. 協同組合組織の種類と特徴	1
2. 協同組合組織の会計基準	4
2 - 1. 協同組合組織と株式会社組織の相違と会計基準	4
2 - 2. 協同組合原則と会計基準	5
3. 組合員出資金の性格	7
3 - 1. 引出可能な出資金は資本か負債か	7
3 - 2. 事業分量配当金は利用高（供給高）の割戻しか	8
3 - 3. 行方不明組合員の出資金の取崩処理は損益取引か	9
4. 協同組合の剰余金の性格	9
農協の組織と会計	10
1. 農協の特徴	10
2. 農協の会計基準	12
3. 農協の組合員出資金の性格	13
3 - 1. 准組合員の出資金は資本か	13
3 - 2. 回転出資金は資本か	13
4. 農協における出資形態の特徴	14
4 - 1. 組合員以外からの出資の取扱い	14
4 - 2. 優先配当出資等通常の出資形態と異なる出資の性格	15
5. 農協の配当可能剰余金	16
6. 農協におけるディスクロージャー	16
6 - 1. 貸借対照表、損益計算書の表示区分	16
6 - 2. 農協における半期開示の必要性	17
6 - 3. キャッシュ・フロー計算書	17
7. 固定資産の減損会計適用時の留意事項	18
7 - 1. 農協への固定資産の減損会計の適用	18
7 - 2. 減損会計適用に当たり勘案しなければならない農協特有の事項	19
8. 企業結合会計基準適用時の留意事項	20
9. 繰延税金資産に係る貸倒引当金のスケジューリングの方法	21

本研究資料で使用する略称は、次のとおりである。また、これ以外の使い方をする場合は、適宜略称の使い方について説明を加えている。

- ・ 農協法：農業協同組合法
- ・ 生協法：消費生活協同組合法
- ・ 中協法：中小企業等協同組合法
- ・ 農協：農業協同組合
- ・ 全中：全国農業協同組合中央会
- ・ 連合会：農業協同組合連合会
- ・ 信連：信用農業協同組合連合会
- ・ 生協：消費生活協同組合
- ・ 中協：中小企業等協同組合
- ・ 漁協：漁業協同組合
- ・ 信金：信用金庫
- ・ ICA 原則：21 世紀の協同組合原則に関する ICA（国際協同組合同盟）の声明
原文は英文であるため、全国農業協同組合中央会が翻訳したものを用いる。
- ・ 企業結合会計基準：企業結合に係る会計基準（平成 15 年 10 月 31 日 企業会計審議会）
- ・ 中小企業会計指針：「中小企業の会計に関する指針」（平成 17 年 8 月 1 日、平成 18 年 4 月 25 日改正 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）

はじめに

日本公認会計士協会は、農協の会計と企業会計との異同・特徴を、次の目的・方針等に基づき具体的に検討してきた。

農協と関わり合いのある会員等の業務充実に資する調査研究

農協の会計・監査等に関する諸問題の理論的・実務的な検討

本研究資料は、会員が農協に関する適切な業務を実施できるように、農協の会計についての論点をより明確にすることを目的としてQ & A方式で整理し、取りまとめたものである。

また、農協の会計と企業会計との異同・特徴を中心に、協同組合共通の課題についても論点を整理した上で、出資金及び剰余金の性格・特徴並びに事業別区分計算・表示といった農協の会計に固有の基本的課題を検討し、更に解釈や判断に混乱を来している実務上の具体的課題についても触れている。

本研究資料はあくまでこれまでの研究の成果を取りまとめたものであり、具体的な実務を拘束するものではない。

協同組合の組織と特徴

1. 協同組合組織の種類と特徴

Q：我が国の協同組合には、農協、生協、中協など多数の協同組合が存在します。これらの協同組合において、目的・組合員資格・事業内容その他の異同について教えてください。

A：いずれの協同組合もICA原則を理念としており、組織原則に関して相違点は基本的にはない。しかしながら、営む事業が複数か否か、組合員の資格に制限があるか、法人も組合員になれるか、出資は必要条件か、出資割合に制限があるか、組合会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行をどう取り扱うか、という点で若干の相違がある。

いくつかの協同組合の中でも、組合数及び規模が大きい農協、生協及び中協の3種類について比較検討する。

まず、すべての協同組合においておおむね同一のものとして次のような事項が挙げられる。

1. 協同組合の目的

協同組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために「最大の奉仕（農協及び生協）」あるいは「直接の奉仕（中協）」をすることを目的としており、いずれも組合員のための組織である。

2. 協同組合が拠るべき原則

上記の3種類の協同組合のみならず、漁協などのすべての協同組合において、ICA原則に拠っている。なお、ICA原則のより具体的な内容については、「農協の組織と会計 1. 農協の特徴」を参照されたい。

次に、協同組合間で相違点があるものとして次のような事項が挙げられる。

1．事業の種類

(1) 農協

一つの組合で信用・共済・経済その他の内容の異なる事業の全部又は一部を行うことができる。

(2) 生協

一つの組合で購買・共済その他の内容の異なる五つの事業の全部又は一部を行うことができる。

(3) 中協

中協は、更に事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・企業組合に分類（中協法第3条）される。このうち、信用協同組合は、農協でいう信用事業のみを行う。また、火災共済協同組合は火災共済事業のみを行う。しかし、事業協同組合は、一つの組合で施設・貸付その他の内容の異なる六つの事業の全部又は一部を行うことができる上、自動車賠償責任共済も行うことができるとされている。

以上のように、農協は他の協同組合と同様に一つの組合で複数の事業を営むことができるが、信用事業を兼業できることが他の組合と大きく相違している。

2．組合員の資格制限

(1) 農協

農業者

当該組合の地区内に住所を有する個人又は当該組合からその事業に係る物資の供給等を継続して受けている者

農事組合法人等

(2) 生協

地域による組合は、一定の地域内に住所を有する者

職域による組合は、一定の職域内に住所を有する者

なお、法人は生協の組合員になることはできない。

(3) 中協

信用協同組合の場合

組合の地区内において商業などの事業を行う小規模の事業者

組合の地区内に住所・居所を有する者又は地区内で勤労に従事する者

信用協同組合以外の組合も地区内の小規模の事業者となっている。

三つの組合に共通しているのは、当該組合の地域又は職域に限定していることであるが、農協・中協の組合員は主として各々の事業を営む者であり法人も組合員資格がある。

3．出資の必要性

(1) 農協

総合農協（経済事業等と信用事業を行う農協）は出資組合であるが、農協法では組合は組合員に出資をさせることができる（農協法第 13 条第 1 項）としており、必ずしも出資が必要条件ではない。

(2) 生協

組合員は、出資一口以上を有しなければならない（生協法第 16 条第 1 項）とされている。

(3) 中協

生協と同様である（中協法第 10 条第 1 項）。

4．一組合員の出資割合制限

(1) 農協

一組合員の出資口数について特段の規定を設けていないが、一組合員の有することのできる出資口数の最高限度は定款に記載しなければならない（農協法第 28 条第 1 項第 6 号）。

(2) 生協

一組合員の出資口数は、総出資口数の 4 分の 1 を超えてはならない（生協法第 16 条第 3 項）。

(3) 中協

原則として一組合員の出資口数は、出資総口数の 100 分の 25（信用協同組合は 100 分の 10）を超えてはならない（中協法第 10 条第 3 項）。

5．一般に公正妥当と認められる会計の慣行の取扱い

(1) 農協

農協法第 50 条の 5 において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが法律上も求められている。

(2) 生協

生協法において特段の規定はないが、生協財務処理規則（第 5 条第 5 項）において一般に公正妥当と認められる会計処理の原則に従うものとされている。

(3) 中協

平成 19 年 4 月施行の中協法第 57 条の 6 において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが法律上も求められている。

また、信用協同組合についても、「協同組合による金融事業に関する法律」第 5 条の 11 において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが法律上求められている。

（参考）我が国の主な協同組合組織

根拠法	具体的な協同組合組織
農協法	農協、農事組合法人
水産業協同組合法	漁協

森林組合法	森林組合
生協法	生協
中協法	事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、 信用協同組合、企業組合
信用金庫法	信金

２．協同組合組織の会計基準

２－１．協同組合組織と株式会社組織の相違と会計基準

Q：協同組合と営利組織体の典型である株式会社との根本的な相違は、会計の果たす役割及び採用すべき会計基準にどのような影響を与えるのでしょうか。また、適用すべき会計基準を検討していく上での理論的な基盤、あるいは共通の着眼点は何か教えてください。

A：非営利法人とは、剰余金の配当及び残余財産の分配を行わない法人であり、協同組合は厳密な意味では非営利法人ではない。しかし、各協同組合法では、協同組合は組合員に奉仕するため事業を行い、営利を目的としてはならないと定めている。このような意味で協同組合は組合員の相互扶助を目的とした非営利目的の組織体の一つであり、独占禁止法においても適用除外法人とされるなど、利益追求を目的とした株式会社に代表される営利組織体とは根本的に目的が異なる。しかし、協同組合の行う事業の多くは株式会社など営利組織体と類似するものであり、株式会社等との競争環境の中で、一定の経済効率性を確保しなければ組織として継続的に活動することはできない。

協同組合の出資者は小規模の事業者や消費者など経済的に立場の弱い者であり、これらの人々が相互に助け合うという相互扶助の精神を基本的な考え方としている。これに対し、株式会社の出資者である株主は投資家であり、投資に対する様々なリターンの要求をその基本的な考え方としている。

協同組合の目的は組合員の事業や生活を守ることにより、組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることにより、協同組合自体の利益追求を目的としていない。これに対し、株式会社の目的は株式会社自体の利益追求であり、両者の目的は相違している。

この両者の目的から区分すると、協同組合は非営利目的の組織体、株式会社は営利組織体であり、目的の相違と、それが会計の果たす役割、会計基準に与える影響について検討する必要があることになる。しかし、この両者における会計の役割、会計基準をその組織目的の相違から導くのではなく、「会計」という基礎概念の見地から考えると、両者とも「主たる会計目的」は、「情報を提供された者が適切な判断と意思決定ができるように、経済主体の経済活動を記録・測定して伝達する」ことにあり、意思決定の有用性という観点からは両者間に本質的な差はないことになる。

厳密な意味での非営利法人の会計目的については、その財務報告に対する情報利用者の範囲及び財務情報利用者が行う意思決定の内容をそれぞれ特定した上で、意思決定・有用性の視点によって構築したものを「主たる会計目的」として最上段にお

き、その次の段階で、この「主たる会計目的」を達成するために必要な「提供すべき財務情報ニーズ」を特定して導出し、さらにその次の段階で、その「提供すべき財務情報ニーズ」を満たす財務情報を具体的に特定するという構造を取るとされている。この最終段階で特定された財務情報が「財務報告の体系」を構成することになる。

上述のように、最上段の「主たる会計目的」の段階では本質的に共通している。では、第二段階以下での「提供すべき財務情報ニーズ」又はその「財務情報ニーズを満たす財務情報」のそれぞれにおける差はどうだろうか。非営利組織体の提供すべき財務情報として、次の四つが挙げられる。

- 1．サービスを継続的に提供する能力に係る情報
- 2．サービス提供に当たっての出資者の意思との適合性、それに係る規則への準拠性に係る情報
- 3．サービス管理者の運営責任に係る情報
- 4．サービス提供に当たっての効率性についての情報

上記の財務情報は、営利組織体である株式会社において求められている財務情報と同様である。会計という基礎概念から検討すると両者間で会計目的に相違はない。

同じ会計目的を持つことから会計の果たす役割も同様であることが求められ、非営利法人と営利組織体の中間にある協同組合組織についても原則として株式会社組織と同様の会計基準が採用される。協同組合組織固有の性格、事業固有の特質あるいは会計事実から生じる事象について、一般の企業会計と同様の会計基準を採用すると利害関係者が明らかに意思決定を誤るような項目についてのみ、これに適合的な会計処理を行うための基準（例えば、銀行業、保険業で用いられる会計基準など）が設定されることになる。

協同組合組織固有の会計基準を採用するに当たっては、協同組合組織が非営利目的であることのみをもって株式会社組織と異なる会計基準を採用するのではなく、株式会社組織と同様の会計基準を採用すると利害関係者が明らかに意思決定を誤る項目に限定される。協同組合組織の利害関係者、特に組合員、消費者等は営利目的の有無など組織理念・組織原則を基準に利用の意思決定を行うのではなく、より有用なサービスを提供する組織を選択するという行動が一般的であると考えられる。そこで、組織理念・組織原則の違いのみをもって異なる会計基準を採用すれば、かえって利害関係者の意思決定を誤らせることになる。

以上のことから、「会計」という基礎概念の見地から非営利法人・協同組合・株式会社を比較すると、すべて「主たる会計目的」は、情報を提供された者が適切な判断と意思決定ができるように、経済主体の経済活動を記録・測定して伝達することであり、三者間で本質的な差はなく、会計の果たす役割も同様である。組織目的の相違のみが会計基準に影響を与えるということはなく、ある事象に対する会計基準によって利害関係者が意思決定を有効に行い得るか否かにより、採用すべき会計基準を判断することになる。

2 - 2．協同組合原則と会計基準

Q：協同組合のあり方を特徴付けるものとしてICA原則の第4原則「自主・自立」が挙げられています。この自主・自立の原則は、協同組合の会計基準にどのような影響を与えますか。

A：ICA原則の第4原則は次のとおりである。

「協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。」

この原則によれば、外部からの資金調達と、組合自ら行う資金調達すなわち組合員出資金とは異なるものと考えられる。この点を考えると、組合員出資金は資本か負債か、という課題について「脱退時には償還されることが約されているので負債である」と結論付けることは、組合員を単に債権者として位置付けるものである。しかし、組合員は組合の利用・出資・運営を行うものであり、出資に対するリスクを負い、単なる債権者ではない。組合員出資金の性質は、このような組合員の自治という会計主体の特質に起因するもので、利害関係者の意思決定を有効に行うため、企業会計とは異なる考えに立ち、組合員出資金は資本であると考えすることは認められると解される。

（参考）株式会社・協同組合・農協の会計制度・基準の特徴等

	株式会社	協同組合	農 協
1．法人の目的・事業内容	営利目的、株主価値の向上	非営利目的、相互扶助	非営利目的、相互扶助
2．法人の特徴	株主有限責任、不特定多数の出資に適している	自主的に結び付いた自立団体	自主的に結び付いた自立団体
3．会計法規、会計基準など	会社法、財務諸表等規則、企業会計基準など	各種根拠法	農協法、農協法施行規則など
4．法律・基準の設定主体	法務省、金融庁、内閣府、財団法人財務会計基準機構	経済産業省、厚生労働省、総務省など所管官庁	農林水産省、金融庁、（全中）
5．会計の主要機能	主として株主、債権者など利害関係者への説明責任の解除	主として組合員、地域社会への説明責任の解除	主として組合員、地域社会への説明責任の解除
6．考慮すべき会計慣行	公正なる会計慣行	公正なる会計慣行	公正なる会計慣行

7．兼業規制	銀行、保険など金融事業は、行う事業について当局による規制あり。規制のない事業については原則自由	生協では共済事業と経済事業を兼業	指導事業、信用事業、共済事業、経済事業を兼業
8．区分経理	該当なし	生協では、共済事業とそれ以外の事業とは区分	共済事業・信用事業・宅地等供給事業と他の事業とは区分
9．部門別損益の開示	連結ベースのセグメント情報で開示	生協では、事業の種類ごとの P/L として共済事業とそれ以外の事業を区分	部門別 P/L
10．回転出資金	該当なし	該当なし	事業分量配当金の全部又は一部を 5 年限りで出資させることができる
11．教育事業（情報）繰越金	該当なし	教育その他のために剰余金の中から一定金額を繰越	教育その他のために剰余金の中から一定金額を繰越
12．出資配当の配当率の制限	該当なし	ほとんどの協同組合組織に配当制限あり	配当制限あり
13．事業分量配当	該当なし	ほとんどの協同組合組織に、組合員の事業の利用分量の割合に応じた剰余金の配当規定あり	組合員の事業の利用分量の割合に応じた剰余金の配当規定あり

3．組合員出資金の性格

3 - 1．引出可能な出資金は資本か負債か

Q：国際会計基準（IAS）によると、負債は、法的形式などいかなる制限・条件があろうと償還されることを約されているものと解されています。この考え方に従うと、組合員出資金はそのまま返還されることから農協の出資金はすべて負債となり、資本は過去からの剰余金のみとなりますがそれでよいのでしょうか。

A：IAS の考え方によれば、負債とは、法的形式などいかなる制限・条件があろうと償還されることを約されているものと解されている。これを協同組合についていえば、組合員出資金は元々「協同組合の総資産のうち出資者に帰属する部分」であったかどうかを問わず「償還されることを約されて」いれば負債となってしまうが、そもそも、IAS は資本についての定義を行っていない。資本とは「企業の総資産額のうち

株主に帰属する部分」とするのが現行会計基準の代表的な説である。これを協同組合について定義付けると、資本とは「組合の総資産額のうち組合員に帰属する部分」となる。

組合員出資金が償還されることを約されている状態となるのは、協同組合が人的結合に基づく法人であるため、組合員たる資格を原則として譲渡できないことによる緊急避難措置で、組合員は間接有限責任を負っており、出資配当は約束されたものでない。さらに、通常出資しているだけの状態では、将来はともかく現時点では組合員出資金は「償還されることを約されている」とまではいうことができない。

出資金を負債とするか資本とするかは、協同組合に係る本源的な問題である。事業会社においても負債と資本の中間的性格を有する金融商品の増加等に伴い、「負債と資本の区分」が論点となっており、その中で負債及び資本の定義付けが検討されているところである。

「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」（平成 16 年 7 月公表、最終改正 18 年 12 月 企業会計基準委員会）では、資産、負債、純資産等の定義付けがなされているが、その定義は「別の抽象概念に依存する」とされており、負債とするか資本とするかは報告主体としての協同組合の組織特性に大きく依存することになる。

協同組合への出資金は出資者である組合員に帰属し、自益権と共益権が付与される。組合員の組合利用は通常継続的に行われることを組合員及び組合は暗黙の前提としており、安定的な出資であることが想定されている。

以上により、組合員出資金を負債とするか資本とするかはその定義付けのアプローチにより決する。負債を定義付けるアプローチであれば、負債としての性格を持つことになるが、資本を定義付けるアプローチ、すなわち「資本とは組合の総資産額のうち組合員に帰属する部分」であるとすれば、組合員出資金は資本と考えられる。

なお、負債を定義するアプローチによれば、現行の会社法における株式のうち種類株の一部、及び合名会社の出資金などは、負債と定義付けられる可能性があるが、現在のところこれらの出資の性格について厳密な議論はなされていない。すべての出資形態について資本か負債かの議論が十分なされていない現行においては、協同組合の出資金は資本と考えて差し支えないであろう。

3 - 2 . 事業分量配当金は利用高（供給高）の割戻しか

Q：剰余金処分の「事業分量配当金」は利用高をベースに計算するので、損益取引としての利用高の割戻しではないでしょうか。なお、税務上は一定の要件を満たせば損金として認めています。さらに、理事会で事業年度中の利用高に対し事後的に値引きを行うと判断した場合は収益の戻しであるのに、同様のことを総（代）会で議決すると資本取引になることは矛盾ではないでしょうか。

A：ICA 原則の第 3 原則によれば、組合が生み出した剰余金は「組合の利用高に比例して組合員に還元するため」に充当できるとされている。このことを事業分量配当と呼んでおり、いったん損益計算書上確定された剰余金から、事業分量配当が行われる。この場合の剰余金は既に資本となっている。このため、農協だけで

なく協同組合は、剰余金処分の一環として事業分量配当を行っている。

一方、同様の経済的効果を及ぼすものとして、いわゆる期中値引きといわれるものがある。これは、事業年度の途中で、事業年度中の組合員のそれまでの利用に対し、値引きを行うと理事会で決定することをいう。この期中値引きは事業年度の剰余金が確定される前に行われるものであり、剰余金の分配という性格は持たない。

剰余金処分に基づく事業分量配当は、組合員の承認を得て行うものである。経営者の意思決定により割り戻すのならば損益取引であるが、出資者である組合員の意思決定による剰余金の還元であるため資本取引であり、矛盾はない。

3 - 3 . 行方不明組合員の出資金の取崩処理は損益取引か

Q：税務上行方不明組合員の出資金は益金とされているため、多くの協同組合では、不明組合員の出資金を定期的に取り崩し、雑収入として処理しているのが実状です。しかし、出資金が資本であれば、会計上雑収入計上は認められないのではないのでしょうか。

A：行方不明組合員は組合を利用する状況にはなく、資格喪失者である。よって資格喪失が明らかになった時点でその出資金は脱退預り金として負債に計上すべきである。この預り金は払戻し請求権が時効を迎えた段階で権利放棄となるため、その時点で負債を取り崩し、雑収入として計上することとなる。

4 . 協同組合の剰余金の性格

Q：ICA 原則の第 3 原則によれば、協同組合の剰余金は、組合の発展のため準備金に積み立て、組合員に事業分量配当を行い、組合の活動を支援するため充当されるとされ、出資配当は利率が制限されています。

このような性格を持つ協同組合の剰余金をどのように考えればよいのでしょうか。

A：農協法は、第 23 条第 1 項で、組合員が脱退する場合、「定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる」と定めている。

「農業協同組合模範定款例（出資総合単協の場合）」第 20 条第 1 項によると、持分の払戻しは出資額を限度とする旨定められている。このことは、農協の剰余金は、原則として組合員に直接的には帰属していないことを意味する。ただし、剰余金の処分は組合員による総（代）会の意思決定により行われるのであり、間接的には剰余金は組合員に帰属するといえる。一方、解散及び清算については、農協法第 72 条の 2 の 2 で会社法及び非訟事件手続法を読み替えており、残余財産の分配は認められている。すなわち、通常時には、農協の剰余金は組合員に直接帰属しないが、解散及び清算時には剰余金は組合員に帰属する。これは、ICA 原則の第 3 原則「組合財政への参加」の趣旨を前提としているものと考えられる。

このように協同組合の剰余金は、株式会社のように株主に直接帰属するわけではない。一方、協同組合の出資者である組合員は、協同組合を利用し、一人一票の議決権を持つ。組合員による利用を永續させるために、協同組合は剰余金を利用することができる。このため、協同組合は組合の発展のため及び組合の活動支援のために剰余金を自ら積み立てることができる。ただし、剰余の源泉は組合員の利用であ

るため、利用の一部を事業分量配当として組合員に還元することができる。

一方、出資金は協同組合の事業のために必要な事業資産建設等のために使用される。このため、協同組合の事業資産等が生み出す剰余に対し、出資者への還元が求められることも考えられる。このため条件付きながら、協同組合は出資配当を認めているのである。

農協の組織と会計

1. 農協の特徴

Q：農協は、生協などと同様に株式会社などの企業とは異なる性格を有します。また、同じ協同組合であっても生協・信用組合など他の協同組合とは異なる固有の特質もあります。企業や他の協同組合と比較した場合の農協の特徴は何か教えてください。

A：農協の特徴とは、協同組合であること及び農業者のための組合であることである。以下各々について解説する。

1. 協同組合であること

農協は協同組合組織であり、ICA 原則に則って運営されている。ICA 原則は次の7原則である。

- 第1原則 自主的で開かれた組合員制
- 第2原則 組合員による民主的な管理
- 第3原則 組合財政への参加
- 第4原則 自主・自立
- 第5原則 教育・研修、広報
- 第6原則 協同組合間の協同
- 第7原則 地域社会への係わり

これらの諸原則は、農協以外の協同組合（生協、中協など）においてもその運営の基準とされている。この7原則は、株式会社等の一般企業における運営の概念とは大きく異なるものであり、協同組合の性格を端的に表している。この原則に基づき、農協を含む協同組合では、株式会社等の一般企業とは異なる以下のような運営が行われている。

(1) 加入・脱退の自由

協同組合は「その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、（中略）誰にでも開かれています。」（第1原則）とされており、加入及び脱退は自由である（農協法第21条第1項）。

(2) 一人一票の議決権

第2原則「組合員による民主的な管理」では、次のように記されている。

「協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。（中略）組合員は平等の票決権（一人一票）を持ち（略）。」

この原則は、協同組合の出資者である組合員は、その出資額に応じて議決権を与えられるのではなく、組合員はすべて平等に一人一票の議決権を持ち、協同組合の運営に参加できることを表している。このため農協組織は、組合員に

よる資本的結合ではなく、人的結合により確立されているのである。

(3) 分配の制限

第3原則「組合財政への参加」では、次のように記されている。

「組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- ・ できれば、準備金を積立ることにより、自分達の組合を一層発展させるため。なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- ・ 組合の利用高に比例して組合員に還元するため。
- ・ 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。」

この原則に則り、各種協同組合は組合の財政的基盤を強固なものとするため、剰余金からの出資の額に応じた配当（出資配当）を制限している。農協では政令によって年7%以内とされている（農協法施行令第3条）。

(4) 事業分量配当

上記の第3原則にあるように、協同組合が組合員による組合員のための組織であることから、組合に対する支援の度合い、すなわち利用高に応じて組合員に剰余金の分配が行われる。農協の剰余金処分計算書では、これを「事業の利用分量の割合に応じなされる配当金」として表している。

(5) 事業としての教育・研修・広報

第5原則「教育・研修、広報」では、次のように記されている。

「協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者・オピニオン・リーダー—にむけて、協同の特質と利点について広報活動します。」

この原則に則り、各種協同組合は教育等の活動を行っており、このための資金として農協も他の各協同組合と同様、毎事業年度の剰余金から「教育情報繰越金」の積立てが法律上義務付けられている（農協法第51条第7項）。

(6) 非営利

株式会社等の一般企業は営利法人であるのに対し、協同組合は原則として、営利を目的としない。

2. 農業者のための組合であること

農協は農業者の協同組合組織であるが、次のとおり、他の協同組合とは異なる特徴を有している。

(1) 准組合員の存在

農協の組合員たる資格を有する者は、農業に従事する個人又は法人（正組合員）のほか、当該農協の地区内に住所を有する個人又は当該農協からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者等（准組合員）

も該当する。この准組合員制度は他の協同組合には見られない農協独自の制度であって、現在、総組合員に占める准組合員の数 は 4 割を超えている。

(2) 事業の範囲が広範囲

農協の事業は信用・共済・経済その他と広範囲であり、経済その他事業は、ガソリンスタンド、農業倉庫、冠婚葬祭式場、宅地供給、医療、介護など様々である。

他の協同組合は、地域のその事業を利用する者が目的に応じて個々に組合を設立あるいは参加する。例えば、生活品の購入を目的とすれば購買生協、医療を目的とすれば医療生協、信用事業を目的とすれば信用組合などである。他の協同組合であっても複数の事業の兼業は認められており、例えば、購買生協が共済事業や介護事業を兼業する、あるいは医療生協が購買事業を兼業することも可能である。この点において他の協同組合も事業の範囲が広範囲になることは農協と同様であるが、信用事業の兼業は認められていない。これに対し農協・漁協等農林水産関係の協同組合は、地域の農業者等を対象として、一つの組合が信用事業を含めてあらゆる事業を行っている。

なお、企業でも複数の事業を行っている場合が少なくないが、その財務諸表は主たる事業を中心とした一つの表示であるのに対し、信用事業を行う総合農協の財務諸表は、信用・共済・経済その他の事業に区分して表示される。

(3) 回転出資金

農協には回転出資金という制度があり、事業分量配当金の全部又は一部を、5 年を限度として出資させることができるとされている（農協法第 13 条の 2 第 1 項）。この回転出資金制度は、他の協同組合には見られない農協独自の制度である。

(4) 「協同組合間の協同の原則」による助け合い

第 6 原則「協同組合間の協同」は、「協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。」としている。

この協同組合間の協同は農協以外の協同組合にも見られるが、農協においては、次のとおり特に顕著である。

原則として信用・共済・経済等の事業ごとに、単位農協—県連合会—全国連合会の体制が確立し（共済事業の場合県連合会はない。）、その関係が強固である。

経営不振農協に対する資金贈与などの支援体制が確立している。

2 . 農協の会計基準

Q：協同組合及び農業者による協同組合であることを理由として、株式会社と異なる農協独自の会計基準を設定することはできますか。また、企業会計が農協にそのまま適用されないとする積極的な理由はありますか。

A：農協は営利組織体である株式会社とはその目的が根本的に異なる。しかし、事業の利用を通じて組合員に利益を与えることを目的とした経営形態である以上、農協

が持続的に発展していくためには、組合事業の運営に当たっては、経済法則に従い株式会社など営利組織体と同等か、それ以上の効率的な運営を行わなければならない、経済合理性が要求される。

その経済合理性を判断する会計情報としては、農協法第 50 条の 5 において、株式会社と同様に一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが法律上も求められている。

ここで「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」について、企業会計と農協会計で同一のものをいうとは考え難いとする意見がある。企業会計をそのまま採用した場合、農協の本質から外れるという考え方である。

しかし、「 協同組合の組織と特徴 2 . 協同組合組織の会計基準」でも検討したように、農協と株式会社において求められる会計情報に本質的な相違はない。したがって、両者間での計算構造あるいは会計基準の相違は、それぞれ固有の特質あるいは会計事実からのみ生じるものである。農協と株式会社の目的の違いを理由とするのではなく、会計事実の相違から説明可能なものに限定すべきである。

ただし、小規模な農協を考慮するのであれば、利害関係者の意思決定を誤らせない範囲において、中小企業会計指針の趣旨を踏まえ、一定の簡便的な取扱いも認められる。

3 . 農協の組合員出資金の性格

3 - 1 . 准組合員の出資金は資本か

Q : 准組合員は出資を行います、議決権及び選挙権を有さないなど共益権に制限があります。准組合員の出資金をどのように考えたらよいか教えてください。

A : 准組合員は共益権に著しい制限が与えられている一方、自益権があり、出資金の払戻しも可能である。このため、債権者に極めて近い存在であるため、准組合員の出資金は負債と考える意見もある。

しかしながら、共益権が制限されているものとして、会社法では優先株式などがある。優先株式は会社法上資本と取り扱われており、准組合員の出資金を負債とすると、会社法の取扱いと整合性が取れないことになる。また、農協法も准組合員の組合員資格を認めているのであるから、准組合員の出資金は資本と考えるのが相当である。

3 - 2 . 回転出資金は資本か

Q : 回転出資金とは農協に特有のものであり、事業分量配当金の全部又は一部を 5 年に限り出資金として扱う制度です（農協法第 13 条の 2 第 1 項）。この回転出資金は資本とされていますが、長期未払配当金ではないでしょうか。

A : 回転出資金は、事業分量配当金の組合員への払込みを 5 年間停止することにより発生し、未払配当金と同じ性格であるので、負債（長期未払配当金）として認識すべきであるとする意見もある。

しかしながら、回転出資金はもともと剰余金の一部であり、経済的実態としては剰余金の払出しを停止しているだけなので、そのまま剰余金として純資産の部に留

められる方が自然である。また、欠損金の補填もできるので資本と考えることができる。ただし、この場合でも組合員が現金等による払込みを行った事実はないため、「出資金」とはなり得ない。

なお、払戻停止期間中に組合組織が消滅した場合には、組合の債務（負債）として取り扱われることになる。

4．農協における出資形態の特徴

4 - 1．組合員以外からの出資の取扱い

Q：農協における出資形態は他の組織と本質的に異なる特徴を有しているといえますか。例えば、組合員以外、すなわち、株式会社と同様な不特定多数の一般投資家からの出資は可能でしょうか。

A：農協においては、事業の利用を前提としない組合員以外からの出資は、普通出資を補完する優先出資を除いては想定されていないと考えられる。

出資者である組合員は、まず組合の事業を利用することができる職業者に限定されている。このことは、ICA 原則の第 1 原則「自主的で開かれた組合員制」において「事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人」に対して開かれた組織であるとされており、事業を利用できない場合には、出資はできないと考えられる。

また、農協法第 13 条第 1 項に、農協は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができると定められている。したがって、出資できる者は、同法第 12 条第 1 項に定める組合員たる資格を有する者に限定されている。同法第 12 条第 1 項では組合員たる資格を有する者を次に掲げる者で定款で定めるものとしている。

- 一 農業者（組合を除く。）
- 二 当該農協の地区内に住所を有する個人又は当該農協からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であって、当該農協の施設を利用することを相当とするもの
- 三 当該農協の地区の全部又は一部を地区とする農協
- 四 農事組合法人等当該農協の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他当該農協又は当該農協の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となっている団体（一～三に掲げる者を除く。）

特に二において、准組合員の範囲を拡大させることによって出資対象者の拡大が図られている状況からみても、組合員以外からの出資は想定されていないと推測される。

一方、ICA 原則の第 3 原則「組合財政への参加」によると、「組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- ・できれば、準備金を積立ることにより、自分達の組合を一層発展させるため。

なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。

- ・組合の利用高に比例して組合員に還元するため。

- ・組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。」と定められており、組合の剰余金は利用高に比例して組合員に還元されるのが原則である。同様のことは農協法第 52 条第 2 項にも定められており、「剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ、又は年 8 分以内において政令で定める割合を超えない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。」と定められている。したがって、事業を利用できない人が、制限された利率の農協に配当獲得目的で出資することは想定し難い。

以上のように、出資者である組合員は、まず協同組合の事業を利用することができる職業者に限定されるという本質的な特徴を有しており、不特定多数の一般投資家にまでは出資者の範囲は拡大されていないと考えるべきである。

4 - 2 . 優先配当出資等通常の出資形態と異なる出資の性格

Q：農協において、優先配当出資等通常の出資形態と異なる出資は可能でしょうか。また、その性格はどう考えたらよいでしょうか。

A：農協の協同組織としての平等理念、事業分量配当金の重要性等の観点から、また、日本の農協では組合事業利用などの自益権は組合員と同様に持ち、議決権、選挙権などの共益権の主なものがない「准組合員」という特有の制度により資本の充実が図られてきていることから考えると、通常の出資形態と異なる出資は本来認められないのではないかと考えられる。

しかしながら、信用事業を行っている農協においては優先配当出資も可能である。「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」第 28 条において「協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の 20 分の 1 を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

- 一 優先出資の消却のためにするとき。

- 二 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なとき。

その他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。」としている。

したがって、優先出資の消却の場合、優先出資の全額を買い取ることができることになる。これは、優先出資はそもそも返還を予定してのものということもできる。また、優先出資は議決権を持たない。

ICA 原則によれば、組合員は平等に議決権を持つものである。よって、これらの出資形態は協同組合原則でいうところの組合員による出資ではないことになる。このことは、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」第 43 条第 1 項で「優先出資は、根拠法にいう出資ではない。」と定められていることから明らかである。非組合員の拠出であり、かつ返還が予定されているこれらの出資形態は、負債の性格を持つということができる。

これらから、普通出資を補完する優先出資については組合員資格がない出資を農協法等は認めており、日本の農協が「協同組合」であることをもって外部からの資

本調達には認められないというわけではない。

なお、例えばドイツの協同組合銀行（単位農協段階）では、会員以外からの自己資本調達手段として、優先出資に近い「享益証券」の発行が可能であり、フランスの協同組織金融機関であるクレディアグリコールの地区金庫（単位農協段階）では、投資協同組合証券や利益参加証券による組合員以外からの資本調達手段を持っているなどの事例もある。

以上のことから、信用事業を行っている農協においては優先配当出資も可能である。しかし、優先出資は自己資本の充実のために非組合員の拠出による補完を目的とするものであり、かつ返還が予定されているこれらの出資形態は、資本ではあるものの負債の性格に近いといえることができる。

5．農協の配当可能剰余金

Q：農協における配当可能剰余金の計算はどうあるべきでしょうか。

A：農協において配当できる範囲については農協法第52条第1項により、純資産額から、出資総額、利益準備金、資本準備金、その年度に積み立てる利益準備金、教育情報繰越金及びその他農林水産省令で定める金額を控除した金額として規定されており、配当可能な剰余金の範囲は、過去の積立金・剰余金を含めた範囲である。

また、各協同組合においては、法令において配当あるいは割戻しそのものは認められているが、配当率は制限されている。

農協 総合農協の場合、年7分（農協法施行令第3条）

生協 年1割を超えない範囲（生協法第52条第4項）

中協 組合の事業を利用した分量に応じ、又は年1割を超えない範囲（中協法第59条第2項）

6．農協におけるディスクロージャー

6 - 1．貸借対照表、損益計算書の表示区分

Q：貸借対照表、損益計算書は現状の表示方法のままでよいでしょうか、検討すべき点はありませんか。

A：農協における財務諸表の表示の特徴として以下のことが挙げられる。まず、貸借対照表は、信用事業・共済事業・経済事業等と事業区分ごとに配列している。損益計算書も事業総利益については事業区分ごとに区分されている。株式会社ではこのような区分経理は求められていないため、農協のディスクロージャーは事業区分ごとに財政状態や損益状況をより詳細に示しているといえることができる。

しかし、貸借対照表の事業別区分や固定資産や外部出資の部分の表示をどうするか、損益計算書の事業管理費以下の部分をどうするか、という論点がある。

農協の貸借対照表は、信用事業等の事業別区分により作成され、区分が困難と思われる固定資産や外部出資については事業別区分になっていない。

例えば、事業別区分については、現金・預金は信用事業のみで把握されており、経済事業には存在しないなど、事業の実態を必ずしも明確に表現しきれていない。また、固定資産等について、確かに共用資産など区分不可能なものはあるが、事業

に固有する機械装置などの有形固定資産やソフトウェアなど、区分可能なものも区分しきれていない。

農協の損益計算書については、事業別に事業収益・事業費用を把握するが、人件費等の事業管理費以下については事業ごとの区分がされていない。

人件費等も事業に直接対応する費用については事業別に把握可能と考えられる。このため、農協法第 37 条第 1 項では部門別損益計算書を作成することとしている。この部門別損益計算書により、農協の行う各事業の損益状況の実態が明らかになっている。

6 - 2 . 農協における半期開示の必要性

Q：農協における半期報告の必要性について教えてください。

A：従来、農協では作物期間が通常一年サイクルのため、半期決算の必要性については薄いといわれていた。例えば、稲作地帯の農協では、半年間何の収穫もない状況で半期決算をしたところで、かえって利害関係者に誤解を与えるとされていた。

確かに経済事業を主としていれば半期決算の意味は薄いですが、現在農協では信用事業のウェイトが高まっており、信用事業にとって作物期間は意味をなさない。このため、信用事業を利用する組合員等の利害関係者に対し、半期決算を示すことは有益と考えられる。

なお、総合農協は半期ごとに農協及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なものの開示に努めなければならない（農協法施行規則第 207 条）とされ、努力規定が置かれている。そのため、今後、半期開示を積極的に取り入れていく必要があると考えられる。

6 - 3 . キャッシュ・フロー計算書

Q：農協では農協法施行規則第 202 条第 2 項により、行政庁に提出する業務報告書の一部としてキャッシュ・フロー計算書の作成を要することとなっています。キャッシュ・フロー計算書の概要と特徴を教えてください。

A：キャッシュ・フロー計算書とは、ある組織の一会計期間におけるキャッシュ・フロー（資金の増加又は減少）の状況を報告するものである。

ここで、キャッシュ・フローが対象とする資金（キャッシュ）の範囲は、「現金及び現金同等物」である。現金とは、「手許現金及び要求払預金」、現金同等物とは、「容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資」と定義される。

キャッシュ・フロー計算書は、キャッシュ・フローを事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローの三つに区分して表示する。

事業活動によるキャッシュ・フローは外部からの資金調達に頼ることなく現在の事業能力を維持し、新規投資、借入金返済等の源泉として、どの程度の資金を主たる事業活動から獲得したかを示し、事業損益計算の対象となった取引のほか、投資及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。投資活動によるキ

キャッシュ・フローは将来の利益獲得及び資金運用のために、どの程度の資金を支出又は回収したかを示す。財務活動によるキャッシュ・フローは事業活動及び投資活動を維持するためにどの程度の資金を調達又は返済したかを示す。

これら三つのキャッシュ・フローを計算し、その増減を明らかにした後、前期末と当期末の資金残高を表示する。

事業活動によるキャッシュ・フローの表示方法は、直接法と間接法のいずれかで表示する。

直接法は、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額で表示する方法である。間接法は税引前当期利益に非資金損益項目、事業活動に係る資産及び負債の増減、投資及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる資産及び負債に関連する損益を加減算して表示する方法である。

農協におけるキャッシュ・フロー計算書の特徴として、以下の点が挙げられる。

(1) 事業活動キャッシュ・フローの区分

農協の場合、事業活動によるキャッシュ・フローは信用、共済、経済に区分される。

(2) 事業分量配当金の取扱い

事業分量配当金の支払額は、剰余金処分で計上されるが、税務上は損金であり利用高に対する割戻しであることから、いわゆる売上値引きと同様の効果がある。このため、事業分量配当金は剰余金処分の対象でありながら、財務活動によるキャッシュ・フローではなく事業活動によるキャッシュ・フローとして扱われる。しかし、事業分量配当は資本取引とも考えられるため、財務活動によるキャッシュ・フローとして扱うことも認められてよいと考えられる。

(3) 回転出資金の取扱い

回転出資金は、事業分量配当金の一部を払い戻さないことから生じる出資金である。本来現金の出入りはないはずであるが、事業分量配当金が事業活動によるキャッシュ・フローとされることから、いったん払った上で受け入れることを想定し、回転出資金の受入れによる収入が財務活動によるキャッシュ・フローで認識される。

(4) 持分の取得

農協では、組合員が任意脱退する場合は持分を譲渡することができる（農協法第21条第1項）。譲渡を受けるものがないときには、農協が持分を譲り受けることができるとされている。このため、組合員の持分を組合が取得するという概念があり、財務活動によるキャッシュ・フローに「持分の取得による支出」が認識される。

7. 固定資産の減損会計適用時の留意事項

7 - 1. 農協への固定資産の減損会計の適用

Q：営利企業を想定して作成された固定資産の減損会計を、非営利組織である農協に適用すべきでしょうか。

A：信用事業を行う農協や信連については、貯金者等の多数の利害関係者が存在し、かつ貯金者の適切な保護が求められることから、固定資産の減損会計を適用すべきと考えられる。また、比較的規模の大きい農協や連合会については、多数かつ多様な利害関係者が存在し、固定資産の減損会計を適用することが債権者に対するより適切な情報の提供という観点からも望ましいと考えられる。

特に総合農協の場合、信用事業を行っており、他の金融機関との比較可能性の観点からも、一般事業会社並みの固定資産の減損のルールが適用されるべきであると考えられる。後述するとおり、農協の固定資産の中には経済的な利益を追及するのみではない資産もそれなりに存在するが、総合農協の全体の資産を考えれば特殊な減損の方法を考えるのではなく、一般事業会社と同様のルールに基づくのが妥当であると考えられる。

なお、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成 14 年 8 月 9 日 企業会計審議会）では「平成 16 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することを認めるよう措置することが適当である。」とされ、農協法においても、企業会計と同様、一定の条件の下、固定資産の減損会計を適用する（農協法施行規則第 101 条等）こととなった。

7 - 2 . 減損会計適用に当たり勘案しなければならない農協特有の事項

Q：減損会計を適用するに当たり、農協特有の状況を勘案して検討しなければならない事項はありますか。

A：固定資産の減損会計を農協に適用する場合に留意すべき点は、農協の事業は一般企業と異なり、利益獲得を目的としない非営利事業であるということである。すなわち、農協の事業は組合員に事業を利用してもらうことを本来的な目的としている。

具体的には、農業関連施設や生活関連施設等は、組合員の共同利用施設であり、組合員の利用を目的とし営利を目的としない施設が相当にある。それは農業関連施設等が、地域の農業を維持するために必要不可欠な施設であり、補助金により取得した施設も多いことから裏付けられる。

共同利用施設といえども、一定の地域の限られた組合員のみが利用するようなものであれば、一グループ単位と考えられる。しかし、営利目的ではなく、一定の地域の多くの組合員が利用することを目的とする共同利用施設については、利用料を徴収していたとしても、必ずしも当該利用料で固定資産の取得価額を回収しようという考え方ではなく、農協の他事業も含めた経済事業全体あるいは経営全体として回収を考えている、と判断する方が現実的である。

以上から、農協に固定資産の減損会計を適用する場合、こうした共同利用施設については「共用資産」として捉え、他の複数の固定資産グループを含めたより大きな単位で減損損失の兆候の判定、認識、測定を行うことが妥当である。

なお、共同利用施設について、農協全体の共用資産と位置付けるのか、該当する事業の共用資産と位置付けるのかという実務上の問題も生ずると考えられる。

この問題に関しては、以下の二つの考え方があると思われる。

1．農協は、信用事業、共済事業、経済事業、指導事業など複数の事業を行って

り、経済事業の赤字を信用事業、共済事業の黒字で賄う傾向がある。複数の事業を行っているのは、それぞれの事業が相互補完的なものであり、全体で黒字であればよしとする経営判断を行うこともあることから、一農協一グループとする意見もあり、この考え方に従えば、共同利用施設を共用資産とした場合には、「農協全体の共用資産」となる。

2. 信用、共済、経済などそれぞれの事業について、根拠法である農協法においても、事業別の損益管理が求められていることから、共同利用施設を共用資産とした場合には、「該当する事業の共用資産」とする考え方もある。農業関連共同利用施設は通常経済事業として位置付けられており、この場合は経済事業の「共用資産」と位置付けられると考えられる。

8. 企業結合会計基準適用時の留意事項

Q：近年、農協改革の一環として農協の合併が頻繁になされています。合併に関しては一般に公正妥当と認められた会計基準として、企業結合会計基準がありますが、農協の合併についてもこの基準に従うべきでしょうか。

A：企業結合会計基準は、株式会社等の事業会社を対象としているものの、一般に公正妥当と認められる会計の慣行であり、農協の会計にとっても見過ごし得ないものである。しかしながら、農協は株式会社とは異なる理念を有しており、また農協の合併の実態（大半が対等合併）と合わない部分があることから、事業会社を念頭に置いた企業結合会計の諸規定をそのまま農協に適合させることは合理的とはいえない。

企業結合会計基準では、「取得」についてはパーチェス法により会計処理し、「持分の結合」については持分プーリング法により会計処理することとし、異なる経済的事実を有する「取得」と「持分の結合」のうち、「持分の結合」を積極的に識別し、それ以外の企業結合をすべからず「取得」と判定するアプローチをとっている。

そこで、「持分の結合」の識別に際しては、持分の継続を「対価の種類」と「支配」という操作可能な二つの観点から判断することとし、具体的には、企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること、

結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと、議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと、という三つの要件をすべて満たせば持分は継続していると判断し、そのような企業結合に対しては持分プーリング法を適用することとしている。

しかしながら、農協間の結合について、この基準を当てはめるといふ試みは困難である。なぜならば、株式会社は物的結合体であるが協同組合は人的結合体であるため、そもそも「取得」や「支配の獲得」という概念とは相容れず、農協が結合する場合は単に組織が結合するだけであり、持分は継続すると考えられる。具体的には、農協合併の場合で、Aを存続農協、Bを消滅農協とすると、A農協の組合員がB農協を支配するかというと、そうではなく、協同組合組織の性格上、B農協の組合員の権利もA農協の組合員の権利も同等であると考えられる。つまり双方の組合員は、旧A農協、旧B農協それぞれの共同利用施設を等しく利用する権利を有し、

それを制限することは協同組合原則に反することになるため不可能である。したがって、旧 A 農協の組合員から見れば、旧 B 農協の施設や資産が増えたとともに旧 A 農協の施設や資産を含めそれらを利用する組合員が増えたことになり、逆に旧 B 農協の組合員からも見ても同様である。これは協同組合活動を行う地域が広がっただけで、「持分の結合」にほかならない。

また、企業結合会計基準で考察されている「支配」という概念は、「一株一議決権」という株式会社を念頭に置いた考え方であり、「相互扶助」を目的とし、出資金に関係なく組合員「一人一票」の議決権が保証（農協法第 16 条第 1 項）された農協に議決権比率に基づき支配関係を検討するのは現実的ではない。

確かに合併の実態からパーチェス法の方が妥当な場合も考えられるが、一般的に協同組合の結合（合併）においては、持分プーリング法による会計処理が妥当と考えられる。

なお、同様の考え方は、学校法人委員会研究報告第 7 号「学校法人の合併又は学校の分離に係る会計処理について（中間報告）」（平成 16 年 1 月 14 日）においても見受けられる。すなわち、学校法人の会計においては、持分がなく議決権の概念がないことをはじめ、いわゆる“合併等の力関係”を示す客観的な基準の判定が困難であることや、公共性の観点から自由な資産処分が制限されること、設置基準における資産額基準などの問題、基本金との関係などから、企業結合会計基準をそのまま適用することはできず、また、パーチェス法・持分プーリング法のいずれの方法が妥当であるとも一概にはいえないとされている。

9．繰延税金資産に係る貸倒引当金のスケジューリングの方法

Q：農協の貸付先は、農業者や農家であり、債権回収に通常より長い期間を要します。このため、繰延税金資産に係る貸倒引当金のスケジューリングの方法として簡易な取扱いは認められますか。

A：監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成 11 年 11 月 9 日）の「4．スケジューリングが不能な一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断指針」において、貸倒引当金に係る一時差異のスケジューリングは、個別に見積もることを原則としている。

ただし、例外として過去の損金算入実績によることも可能である。例えば、貸倒引当金等のように、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積もったものであるが、その損失の発生時期を個別に特定し、スケジューリングすることが実務上困難な場合には、過去の損金算入実績に将来の合理的な予測を加味した方法等により、合理的にスケジューリングが行われている限り、スケジューリングが不能な一時差異とは取り扱わないとされている。

以　上